

# 新型コロナウイルス感染症の影響により 事業収入が減少している中小事業者等 に対して固定資産税の軽減措置を行います

## ■軽減措置の概要

中小事業者等の税負担を軽減するため、新型コロナウイルス感染症に基因して、事業収入が減少した中小事業者等が所有する事業用家屋及び償却資産について、**令和3年度に限り**減少割合に応じて軽減します。

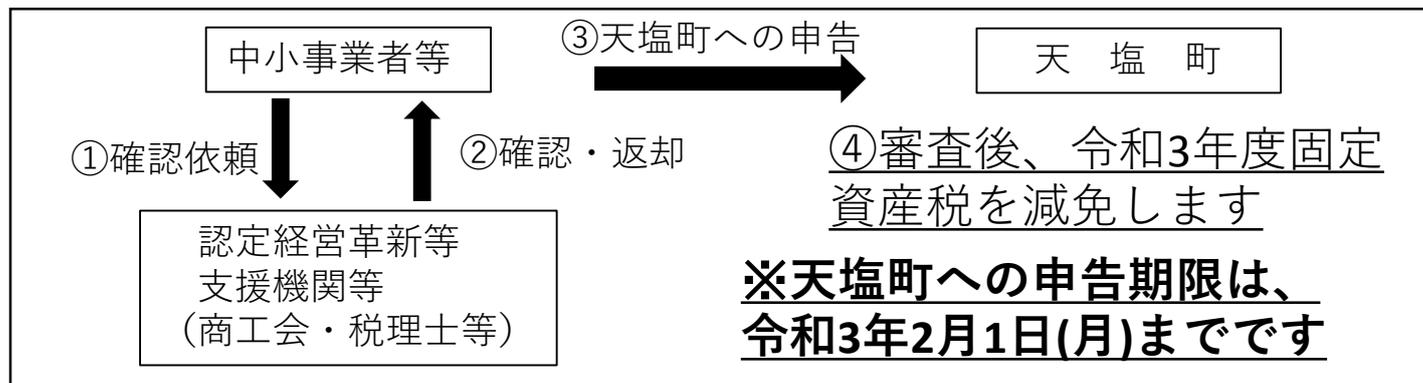
## ■軽減措置対象の中小事業者等

- ・ 資本金の額又は出資金の額が1億円以下の法人
- ・ 資本又は出資を有しない法人で、従業員が1,000人以下の場合(大企業の子会社除く)
- ・ 個人で従業員1,000人以下の場合

## ■軽減措置の内容

令和2年2月～10月までの任意の連続する3ヶ月間の 事業収入の対前年同期比減少率	適用される 減 免 率
50%以上減少	全額減免
30%以上50%未満	2分の1

## ■申告までの流れ



## ■提出書類

### ○認定経営革新等支援機関等へ提出

- ①特例措置に関する申告書 ※町HPまたは税務係にて配布しております。
- ②事業収入の減少割合が確認できる書類(会計帳簿や青色申告決算書等)
- ③居住用・事業用割合が確認できる書類(青色申告決算書等)

### ○天塩町へ提出

- ①特例措置に関する申告書原本(認定経営革新等支援機関等から確認を受けたもの)
- ②上記②・③の写し(認定経営革新等支援機関等へ提出したもの)
- ③令和3年度償却資産申告書 (該当する場合)

ご不明な点については、下記までご連絡ください。

天塩町役場住民課税務係 01632-9-7750